

労働審判員の研修に関する基本的な考え方について

労働審判員に必要な能力		確保・付与の方法
任命要件として求められる知識経験	労働関係に関する専門的な経験	これらの経験、知識を既に保有する者を選定することにより確保
	労働関係に関する専門的な経験に基づく知識（労使慣行等の知識）	
	個別労使紛争の内容を法的に整理し判断するための基本的な知識（労働法、労働契約に関する法律知識等）	及び の能力を有する者に対し労使関与の下で体系的な研修を実施
任命要件該当者に更に付与されるべき知識等	労働審判手続自体についての知識	裁判所による研修
	労働審判員の中立・公平性の倫理	